

平成28年度 第1回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成28年10月13日（木）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成 28 年度第 1 回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時：平成 28 年 10 月 13 日（木）
午後 2 時より

場 所：千葉テックビル 3 F
（一財）道路管理センター千葉支部会議室

次 第

1 開 会

2 土木部長挨拶

3 議 題

- （1）千葉駅東口・西口市街地再開発事業に伴う駐輪場の移転計画について
- （2）第 2 次総合計画に基づく平成 28 年度の駐輪場整備計画の実施について
- （3）駐輪場の新設・廃止・料金変更について（条例施行規則改正関連）
- （4）その他

4 閉 会

吉野主査	ただ今から「平成 28 年度第 1 回千葉県自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。 本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 委員の皆様におかれましては、平成 28 年 6 月 7 日から平成 30 年 6 月 6 日までの 2 年間、「千葉県自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして、市長より本協議会委員を委嘱させていただきました。改めまして、市政並びに当協議会へのご理解・ご協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。 委嘱状につきましては、本来であれば委員の皆様個々に交付させていただくところではございますが、会議時間の都合上、大変失礼とは存じますが、お手元のクリアファイルにて机上に置かせていただきました。ご査収くださいますようお願い申し上げます。 まず、本日の会議は公開といたします。 本日は、委員の過半数の方からご出席いただいておりますので、「千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第 18 条第 6 号により、本協議会は成立しておりますことをご報告いたします。 会議の開催に先立ちまして、土木部長の佐藤より一言ご挨拶申し上げます。
佐藤 土木部長	(部長挨拶)
吉野主査	本日ご出席いただきました委員のご紹介につきましては、お配りした出席者名簿と席次表をもって代えさせていただきますが、今回の委嘱に伴い、新たに委員になられた方のみこの場でご報告させていただきます。 新任となります委員は、京成電鉄株式会社 石井貴史委員、なお、石井委員におかれましては、本日、所用のため欠席される旨ご連絡を頂戴しております。続きまして、千葉県女性団体連絡会 中谷きよ委員、千葉県商工会議所 君塚和子委員、千葉県交通安全推進協議会 君塚清一郎委員、千葉県町内自治会連絡協議会 石橋邦彦委員、千葉県青少年育成委員会会長会 白井通雄委員、千葉県環境生活部くらし安全推進課 森竹津四志委員

榛澤会長	となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、本日は、京成電鉄(株)の石井委員のほかに、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 小林 千佳委員、公募委員 清水亘委員につきましても、所用のため欠席となっております。 続きまして、事務局職員を紹介いたします。 (事務局職員紹介) それでは、会議をはじめさせていただきます。 まず、条例施行規則第 18 条第 2 項の規定により会長、副会長を委員の皆様から選出することとなっております。第 1 回ということでこの 2 年間の会長・副会長を決めさせていただきたいと思いますが、事務局案として、会長に日本大学名誉教授の榛澤委員、副会長に千葉商工会議所の君塚委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。 【異議なしの声】 ご異議がないようでしたので、会長は、日本大学名誉教授の榛澤委員、副会長には、千葉商工会議所の君塚委員にお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いします。 それでは、榛澤会長、君塚副会長は、それぞれ席のご移動をお願いいたします。 【榛澤会長、君塚副会長、席移動】 榛澤会長と君塚副会長には任期中、本協議会の運営をお願いいたします。それでは、榛澤会長よりご挨拶を賜りたいと思います。 皆さん、こんにちは。榛澤でございます。 この協議会を、君塚副会長さんをはじめ、委員の皆様で取りまとめていくものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、先ほど、佐藤土木部長からご挨拶がありましたように、昨年度、総合計画の見直しに際しまして、本協議会において委員の皆様から貴重なご意見を頂きました。また、パブリックコメント手続を経まして、第 2 次
-------------	---

	となる総合計画【ちばチャリ・Pプラン】の策定に至りました。 この「ちばチャリ・Pプラン」では、駐輪場の質及び利便性の向上を図ること、効率的な維持管理体制を構築すること、そして、民間主体による駐輪場の確保など、より一層の放置自転車の解消に向けた施策の展開が期待されます。 「市長が自転車の使いやすい街にしたい」ということですので、放置のない「自転車の街・千葉市」を実現するために委員の皆様のご協力いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
吉野主査	榛澤会長、ありがとうございました。 引き続き、君塚副会長のご挨拶をお願いいたします。
君塚副会長	副会長を仰せつかりました、君塚でございます。 当協議会には今回から参加させていただき、わからないこともございますが榛澤会長を補佐し、当協議会が千葉市の自転車行政に寄与できるよう、務めて参りますので、よろしくお願いいたします。
吉野主査	君塚副会長、ありがとうございました。 なお、土木部長の佐藤につきましては、このあと、他の公務が入っておりますのでこの場で退席とさせていただきます。 ～佐藤部長 退室～ 議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。 会議次第、出席者名簿、席次表、各議題資料、また参考資料として、クリーム色の表紙の冊子「第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画～ちばチャリ・Pプラン～」 「千葉市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則」をお配りさせていただいております。お手元にごございますでしょうか。
吉野主査	議事に移らせていただきますが、条例施行規則第18条第5項により、議長は会長が務めることとなっております。 それでは、榛澤会長よろしくお願いいたします。
榛澤会長	それでは、規定により議長を努めさせていただきます。この協議会を、君塚副会長をはじめ委員の皆様のご協力をいただき、議事を進めて参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

	それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 「中谷委員」と、「田原委員」をお願いいたします。 それでは、議題(1)「千葉駅東口・西口市街地再開発事業に伴う駐輪場の移転計画について」事務局より説明をお願いします。 (東口再開発事業に伴う駐輪場の移転計画について事務局より説明)
榛澤会長	ありがとうございました。少し質問をさせていただきますと、資料2枚目の道路施設のところだけが平成29年8月1日に移転するということによろしいですか。具体的に8月1日に移転するのはどこですか
小川課長	東口第1自転車駐車場です。7月31日までは現在の駐輪場が使えます。
清水主任技師	公募委員の清水氏から、欠席の連絡を頂いた際に若干コメントを頂いておりますので報告させていただきます。 まず、地下に駐輪場が移転するにあたりどういった使い勝手になるのかという点についてですが、駅前大通りにある階段を自転車が通行しやすいように斜路がついたものに改良します。下りについてはスロープをおりていただき、上りはサイクルベアにのせて上がる形になります。次に内部の構造についてですが、歩行者と駐輪場利用者は柵で完全分離し、歩行空間の幅員はピーク時でも必要十分な幅員として最低3.5mは確保するものとしています。
榛澤会長	もう一か所の階段については自転車の通行はできないのですか。
小川課長	確かにありますが、自転車が通行できるのは改良する階段のみとなります。
榛澤会長	その点については利用者に対して指示するのですか。
小川課長	はい。わかるように案内等を出すようにしております。 もう一点、現在は第1駐輪場には管理棟が設置されており管理人がおりますが、新しい駐輪場についてはゲート式ということで機械式となり、定期利用者にはパスカードを渡して利用してもらい、一時利用者には出るときに1日1回100円を支払っていただくシステムとなり管理人は不在と

	なります。しかし東口地下駐輪場に24時間管理人がおりますので有事の際にはこの管理人が対応いたします。
榛澤会長	他にご質問はありませんか。なければ続いて西口再開発事業について事務局から説明をお願い致します。
事務局	(西口再開発事業に伴う駐輪場の移転計画について事務局より説明)
榛澤会長	どうもありがとうございました。 今の説明に対して何かご質問はございますか。 (異議なしの声)
榛澤会長	ないようですので、議題(1)は了承するという事で次の議題に進ませていただきます。 議題(2)「第2次総合計画に基づく平成28年度の駐輪場整備計画の実施について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
榛澤会長	ありがとうございました。 第2次総合計画に基づく平成28年度の駐輪場整備計画ということで、今皆様のお手元にあるちばチャリプランのp46に蘇我駅については載っております。また、H29年度分の指定自転車駐車場定期利用事前受付という冊子でp14を見ていただくと台数がわかります。これらを見れば駐輪場の台数や管理棟の場所を把握することができます。あと、資料のp2のところですが幕張駅第4と幕張本郷駅第2に電磁ロック式ラックを導入するという事であります。それから、監視カメラについてですが、Pプランの36ページを開いていただくと駅別の整備計画がのってございますので、こちらをご覧いただければ場所はわかるかと思います。何かこれまでの説明についてご質問ご意見ございますか。 なければ了承してよろしいですか。
清水主任技師	一点、清水委員から監視カメラのデータ管理はどうするのかという質問がありましたので回答いたします。基本的には常にハードデ

	ィスクに録画していき一定期間録画し、古くなれば上書きしていきます。基本的には録画した映像を見ることはありません。盗難があった時に警察から依頼があった時に映像を確認することになります。
榛澤会長	ということは防犯カメラにもなりますね？
小川課長	おっしゃったように、画像の取り扱い方で防犯カメラにもなりますが、我々は駐輪場の監視業務ということであくまでも監視カメラとなります。
清水主任技師	もう一点、清水氏から電磁式ラックの不具合があった場合どうするのかという質問を頂いておりますが、これについては現地に遠隔操作で対応できるようにインターフォンを設置し24時間遠隔操作で対応できるようにしております。
小川課長	基本的には電磁ラックを設けた駐輪場には精算機が設置されており、精算機を監視するためのカメラが設置されます。設置の際に駐輪場内を少しでも広範囲を監視できるように配置するようにしております。警備会社と契約をして24時間対応で対応できます。
榛澤会長	他にご質問はございますか。 ないようですので議題(2)は了承するという事でよろしいですか。 (異議なしの声)
榛澤会長	ありがとうございました。 では次の議題「駐輪場の新設・廃止・料金変更について（条例施行規則改正関連）」について事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。 ないようですので了承するという事でよろしいですか。 [異議なしの声]

事務局	ありがとうございました。 それでは、最後の議題(4)「千葉駅・千葉中央駅周辺における民間路上 P 設置について」に移ります。 この内容について、事務局より説明をお願いします。 (事務局より説明)
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。
小川課長	1 点補足させていただきます。本市では平成 25 年に附置義務条例を作っております。よって附置義務条例が作られた以降については一定の条件はありますが基本的にビルを建てる時に規模に似合ったお客様用の駐輪場を作らなければいけないということになっております。よって原則、自分の敷地内に作ることとしていますが既存の建物については敷地内に作ることができない場合には地元商店街によって道路占用という形で駐輪場を確保していただいている。ただし、公共用地を使うので買い物客のみならず一般の方にも利用可能です。こういった駐輪場は概ね 2 時間から 3 時間無料としており、買い物利用の方は無料で停めることができます。
榛澤会長	大店法や附置義務条例に基づいてやっているところとは、たとえば「千葉三越」とか「そごう千葉店」とかそういったところなのですか？
小川課長	今の「そごう千葉店」については附置義務ができる前でしたので今、おっしゃったように大店舗法に基づいて「そごう千葉店」は整備しています。H25 年度の附置義務条例制定後における商業施設や放置禁止区域などにおける一定規模の新築や増築については附置義務条例に基づき整備していただくこととなります。ただし、現状では中心市街地での附置義務に基づいて整備された事例はありません。「千葉三越」が建った時点では附置義務の台数に関する定めがなかったのが基本的には必要台数分の駐輪場が整っていない。そのため地元商店街が協力して駐輪場を整備しています。
榛澤会長	この議題について何かご質問ご意見はございますか。 ありませんようでしたら、議題(3)は協議会として了承してよろしいです

	か。 [異議なしの声] ありがとうございました。 では、その他、事務局から何かございますか。
小川課長	お手元にホッチキスで止められた冊子が来年度の自転車駐車場の定期利用の申し込みの案内でございます。来月 11 月 1 日から受け付けを開始し、各駐輪場、各区役所で配布いたします。各駐輪場では立て看板で予告し、HP でも公開し、市政だよりにも載ります。中に応募ハガキがついており、PC で電子申請で申し込む方法もございます。先ほど担当から説明がありましたように千葉駅東口第 1 駐輪場については平成 28 年 4 月 1 日に移転が間に合わない模様であることから、その旨の案内を急遽追加しております。
榛澤会長	今、ご説明いただいた内容は今回の協議会資料には反映していないのですか。
小川課長	はい。案内冊子については本日の午前中に急遽修正したものです。お配りした資料は修正が間に合わず反映できておりません。申し訳ありませんでした。 最後にもう一点、お手元にお配りした P プランの冊子でございますが、部数に限りがございますので、大変恐縮ではございますが、以前から委員をお勤めの方については既にお持ちかと思っておりますので机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。
榛澤会長	どうもありがとうございました。皆様方、何か他にご意見などはございますか。 [意見なしの声] ないようでしたら、これで本日の議題につきましては、これで終了となりました。 どうもありがとうございました。 長時間にわたり貴重なお時間を頂き、皆様のご協力のおかげで上手く進

吉野主査	行させていただきました。 どうもありがとうございました。 これを持ちまして、「平成２８年度第１回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。 【閉会】
------	---

上記、会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印